三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第９条第２項及び第３項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあっては同規則に規定するステージ２に係る要件、6.3.にあっては同規則に規定するステージ３に係る要件及び6.6.にあっては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第３項の規定による判定を行う場合、法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合、法第75条の３第３項の規定による判定を行う場合及び施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ　（略）

４～６　（略）

（電気装置）

第21条　（略）

１～６　（略）

７　保安基準第17条の２第５項及び第６項の告示で定める電気装置は、協定規則第100号の規則2.12.又は2.55.に定める装置とする。

（運転者席）

第27条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

２　視界内表示投影装置の構造及び表示等に関し、保安基準第21条第２項の告示で定める基準は、協定規則第176号の規則5.に定める基準とする。

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

２　（略）

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　（略）

二　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準

イ～ホ　（略）

三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第９条第２項及び第３項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあっては同規則に規定するステージ２に係る要件、6.3.にあっては同規則に規定するステージ３に係る要件及び6.6.にあっては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第３項の規定による判定を行う場合、法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合及び法第75条の３第３項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ　（略）

４～６　（略）

（電気装置）

第21条　（略）

１～６　（略）

（新設）

（運転者席）

第27条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

（新設）

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

２　（略）

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　（略）

二　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準

イ～ホ　（略）